

令和3年白老町議会議案説明会会議録

令和3年6月11日（金曜日）

開 議 午前10時00分

閉 会 午前11時12分

○議事日程

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

○会議に付した事件

1. 白老町議会定例会6月会議議案説明

○出席議員（14名）

1番	久保一美君	2番	広地紀彰君
3番	佐藤雄大君	4番	貳又聖規君
5番	西田祐子君	6番	前田博之君
7番	森哲也君	8番	大淵紀夫君
9番	吉谷一孝君	10番	小西秀延君
11番	及川保君	12番	長谷川かおり君
13番	氏家裕治君	14番	松田謙吾君

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

総務課長	高尾利弘君
企画財政課長	大塩英男君
政策推進課長	富川英孝君
産業経済課長	工藤智寿君
生活環境課長	三上裕志君
町民課長	久保雅計君
税務課長	本間弘樹君
上下水道課長	野宮淳史君
健康福祉課長	下河勇生君
建設課長	舛田紀和君
高齢者介護課長	山本康正君
子育て支援課長	渡邊博子君

生涯学習課長	池田誠君
学校教育課長	鈴木徳子君
病院事務長	村上弘光君
消防長	早弓格君
政策推進課参事	伊藤信幸君
産業経済課参事	藤澤文一君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	本間力君
主査	八木橋直紀君
書記	神綾香君

◎開会の宣告

○議長（松田謙吾君） これより、令和3年定例会6月会議の議案等に関する議案説明会を開催いたします。

（午前10時00分）

○議長（松田謙吾君） 定例会6月会議に町長から提案のあった議案は、各会計の補正予算3件、条例の一部改正5件、財産の取得1件、特定事務の指定変更1件、報告5件、合わせて15件であります。

順次、提案の説明をいただきます。日程第1、議案第1号 令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）の議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） それでは、議案第1号の令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）の説明をさせていただきます。

まず、初めに今回の補正予算なのですが、令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）となっておりますが、本来でありますと補正番号は第3号となるところなのですが、6月4日に発生をいたしました大雨暴風に関わる災害の対策経費について、補正予算の専決処分を6月4日さかのぼって行わなければならない状況であることから、その専決処分の補正を第3号とすることで、今回の補正番号は第4号としてご説明をさせていただきたいと思っております。なお、災害にかかる経費につきまして、額が確定次第、議会において報告をさせていただきたいと思っております。

このたびの補正予算につきましては、新型コロナウイルス対策の追加事業7本、金額につきましては4,172万4,000円であります。なお、事業の詳細につきましては、別紙資料に基づきまして、私の説明の後に担当課長より、それぞれご説明をさせていただきたいと思っております。また、合わせて令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策事業の実績概要、本日この黄色い色表紙のものでございますが、こちらの実績概要をお配りしておりますので、内容につきましてはご確認をさせていただきたいと思っております。また本日、配布させていただきました令和2年度のふるさとGENKI応援寄附金実績につきまして、若干ご説明をさせていただきたいと思っております。令和2年度の寄附金の合計額につきまして、左上に記載のとおり指定寄附金が1億2,947万6,000円、一般寄附が2億6,813万7,500円で合計3億9,761万3,500円となりまして、前年比2,733万6,500円の増という結果になってございます。下になりますけれども、基金への積立てにつきましては、経費を差引まして6,475万7,000円、実質的な一般財源は1億4,029万5,692円となっているところでございます。右の表はそれぞれの指定寄附の内訳等を記載しておりますので、説明は省略させていただきたいと思っております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。議案書、議1-1を御覧ください。令和3年度白老町一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出それぞれ8,302万7,000円を追加し、総額を105億3,820万5,000円とするものでございます。

次の2ページ、「第1表 歳入歳出予算補正」の1歳入、3ページの2歳出につきましては記載の

とおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして歳入歳出事項別明細書の2歳出から説明させていただきますので10ページ、11ページをお開きください。1款議会費、1項1目議会費、(1)議会ICT環境整備事業(交付金事業)でございます。409万2,000円の新規事業でございます。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。

2款総務費、1項1目一般管理費、(1)番号制度運用事業286万円の増額補正です。戸籍事務へのマイナンバー制度の導入にあたり、戸籍副本等情報の全件送信のために必要となるシステム改修に係る委託料を計上するもので、財源は全額国庫支出金補助金番号制度補助金を全額充当するものでございます。続きまして、7目財産管理費、(1)財産管理事務経費68万1,000円の増額補正であります。末広2丁目の町有分譲地の売払いに伴い、公共汚水桝の設置が必要となったことから工事費を計上するものであります。財源は一般財源となります。続きまして、12目支所及び出張所費、(1)出張所業務包括委託事業(交付金事業)でございます。476万4,000円の新規事業で財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。

12ページ、13ページをお開きください。3款民生費、1項2目老人福祉費、(1)介護保険事業特別会計繰出金278万9,000円の増額補正であります。令和3年度介護報酬の改定等に係るシステム改修の委託料及び介護認定審査会委員について、民間学識経験者への選任替えに伴い、委員報酬を計上するものでございます。財源は一般財源であります。なお、システム改修に伴う費用については、国庫支出金により措置されますが、額が確定しないという状況から、額の確定後に財源の振替を行いたいと思っております。続きまして、(2)社会福祉施設等支援事業(交付金事業)でございます。1,201万円の新規事業で財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして、3目身体障害者福祉費、(1)地域生活支援事業経費14万4,000円の増額補正でございます。障害支援区分判定等審査会委員について、民間学識経験者への選任替えに伴い委員報酬を計上するものでございます。財源は一般財源であります。続きまして、2項児童福祉費、2目児童措置費、(1)子育て世帯生活支援特別給付金事業1,075万円の新規計上でございます。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得者の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を児童1人につき5万円を支給するものであります。本町における対象児童165名分の給付金のほか、事務費を計上するものであります。財源は国庫支出金、新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金を全額充当するものでございます。

続きまして14ページ、15ページになります。4目児童福祉施設費、(1)地域子ども子育て支援感染予防対策事業(交付金事業)でございます。155万5,000円の新規事業で、財源は国庫支出金、子ども子育て支援交付金51万8,000円、道支出金子ども子育て支援交付金51万8,000円、一般財源51万9,000円を充当するものでございます。なお、財源につきましては国庫補助事業の地方負担分の交付分を充当する予定でございますが、現時点で金額が未定であることから一般財源として計上するものでございます。その財源につきましては、財政調整基金から繰入れることとしてございます。続きまして、(2)保育所等感染予防事業(交付金事業)でございます。189万円の新規事業で財源は国庫支出金、保育対策総合支援事業補助金90万4,000円、一般財源が94万6,000円を充当するもので

ございます。本事業につきましても、(1)の事業と同様に国庫補助事業の地方負担分の金額が未定であることから、一般財源として計上するものでございます。

続きまして、4環境衛生費、1項3目予防費、(1)予防接種事業費77万円の増額補正でございます。市町村間で新型インフルエンザやロタウイルスワクチンの予防接種記録に関する特定個人情報迅速かつ正確に授受できるよう国が構築する予防接種記録システムを使用するにあたり、町の健康管理システムを改修する必要となったことから経費を計上するものでございます。財源は国庫支出金、疾病予防対策事業費等補助金51万2,000円、一般財源25万8,000円を充当するものでございます。

続きまして16ページ、17ページです。(2)新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業1,316万7,000円の増額補正でございます。高齢者向けのワクチン接種の態勢拡充の観点から、集団接種日程の枠の拡大をするため、看護師の雇用に必要な経費、集団接種会場の運営に従事する職員手当等を計上するものでございます。財源は国庫支出金新型コロナウイルスワクチン接種体制確保補助金を全額充当するものでございます。

続きまして、6款農林水産費、3項1目水産振興費、(1)水産振興施設改修支援事業550万円の新規計上でございます。白老港漁港区の船揚げ場は平成3年度から利用されている漁船の保全、修繕に必要な水産振興のための重要な施設でございますが、このたび漁船の揚げ降ろしをスムーズに行うための敷き鉄板が供用から約30年を経過していることもあり、鉄板の溶接が破断し、段差が生じており、漁船の揚げ降ろしに支障をきたしている状況でございます。本施設の所有者はいぶり中央漁業協同組合でございますが、組合が実施する改修事業に対しまして総事業費の3分の1を補助するものでございます。財源はふるさとGENKI応援寄附金基金繰入金でございます。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費、(1)プレミアム付商品券発行事業(交付金事業)の財源振替でございます。本年3月の令和3年度一般会計補正予算(第1号)により議決をいただきました当該事業の財源につきまして、このたび北海道のプレミアム付商品券発行事業補助金が交付されたことから、事業費の一部900万円を財源振替するものでございます。

続きまして18ページ、19ページです。(2)飲食店経営持続化緊急支援事業(交付金事業)でございます。1,543万円の新規事業でございます。財源は全額地方創生臨時交付金を充當いたします。

続きまして、8款土木費、3項2目河川改良費、(1)河川改修事業214万9,000円の増額補正でございます。バンノ沢川砂防工事の設計変更及び国債事業の年度割りにより、本年度分の工事費が増額になったことに伴い、工事費を増額するとともに経費配分の変更により事務費を減額するものでございます。財源は国庫支出金防衛施設周辺整備事業補助金264万9,000円の増額と公共施設等整備基金繰入金50万円の減額でございます。

続きまして20ページ、21ページをお開きください。5項1目都市計画総務費、(1)都市計画マスタープラン策定事業20万8,000円の増額補正でございます。令和5年度に終期を迎える白老町都市計画マスタープランについては、現下の社会情勢の変化を踏まえ、当初の予定を2年前倒しし、令和4年度を初年度とする次期プランを策定することに伴い、策定委員会委員報酬等の経費を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。

続きまして、9款消防費、1項1目日常備消防費、(1)女性防火クラブ消火訓練用資機材整備事業61万5,000円の計上でございます。本事業は北海道市町村振興協会のコミュニティ助成事業を活用せいで、女性防火クラブで使用いたします消火体験装置一式の購入費を計上するものでございます。財源は雑入のコミュニティ助成事業補助金を全額充当するものでございます。

続きまして、10款教育費、1項5目諸費、(1)少人数指導支援員配置事業(交付金事業)でございます。198万3,000円の新規事業でございます。財源は全額地方創生臨時交付金を充当いたします。続きまして22、23ページです。3項中学校費、1目学校管理費、(1)スクールバス運行経費22万3,000円の増額補正でございます。スクールバスつばさ号について、本年3月の定期点検時に電気系統の不具合箇所が見つかり、修繕が必要となったことから修繕料を計上するものでございます。財源は一般財源でございます。続きまして、6項給食施設費、1目しらおい食育防災センター管理運営費、(1)しらおい食育防災センター運営経費29万7,000円の増額補正でございます。食育防災センターに配置しておりますボイラー軟水装置のイオン化機器の消耗部品が経年劣化をしており、ボイラーや配管に影響を及ぼすことから、修繕料を計上するものでございます。財源は一般財源であります。

続きまして、14款諸支出金、1項1目基金管理費、(1)各種基金積立金123万円の増額補正でございます。教育振興基金123万円は、S B エナジー株式会社様からのご寄付により積立てるものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきまして、歳入の一般財源の説明をさせていただきます。6ページにお戻りください。1番下の行になります。21款繰越金でございます。次のページをお開きいただきまして、1項1目繰越金、前年度繰越金453万6,000円の増額補正でございます。歳出の総額に対する歳入不足として計上するものでございます。なお、令和2年度の一般会計の決算剰余金につきまして、歳入歳出差引き残高が3億3,295万7,000円、翌年度に繰越すべき一般財源が3,795万3,000円、差引きの実質収支は2億9,500万4,000円となる見込みでございます。このことにより繰越金の留保額は2億6,845万5,000円となるものでございます。私からの説明は以上となります。

○議長(松田謙吾君) 続いて、交付金事業の説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長(高尾利弘君) それでは、交付金事業についてナンバー2の出張所業務包括委託事業について説明いたします。

この事業費については476万4,000円でございます。事業目的につきましては、住民票の写し等の收受ならびに交付等の行政事務、あるいはごみ袋等の委託販売等の受託窓口業務、これらを町内4郵便局、社台、萩野、竹浦、虎杖浜ですけれども、こちらに包括業務委託することで町民の利便性を向上させるとともに窓口業務の分散化により密を防ぎ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するものでございます。(1)番、委託事業の内容でございますけれども、大きく3つあります。①として公的証明書の交付事務、②として公的証明書以外の行政事務として国民健康保険の被保険者資格取得ですとか、喪失届の收受等がございます。③番目が有料ごみ袋ですとか受託販売等を行う受託窓口業務という大きく3点がございます。(2)番目、委託開始の時期ですけれども、令和3年10

月1日からを見込んでございます。(3)番目の包括業務委託料でございますけれども、こちらは来年度以降になるのですけれども、年間で大体186万2,000円を見込んでおります。こちらは取り扱い件数によって変動がございます。続きまして、今回の予算の事業費の内訳ですけれども、事業費として案内看板に5万5,000円、役務費として光回線の付設の手数料を21万1,000円見込んでございます。委託料として出張所の業務包括委託料先ほど186万2,000円の半分の部分とセキュリティー対策に関わる機器設置業務の委託料ということで、合わせて224万円を見込んでございます。備品購入費でございますけれども、コピー機を4台ということで225万8,000円となっております。最後に事業による効果でございますけれども、役場出張所業務を郵便局で取り扱うことで現状の住民サービスを維持又は向上させながら、令和4年度以降に役場出張所を廃止し、経費削減等を推進しまして行政運営の効率化を図るというものでございます。

○議長(松田謙吾君) 続きまして、山本高齢者介護課長。

○総務課長(高尾利弘君) それでは、続きましてナンバー3の社会福祉施設等の支援事業についてご説明させていただきます。

こちらは事業費につきましては、1,201万円ということになります。財源につきましては全て地方創生臨時交付金になります。まず、事業の目的といたしましては、新型コロナウイルス感染症の拡大やクラスター発生予防に向けて多くの対策を講じている町内の社会福祉施設等サービス事業所に対し、徹底した感染対策と事業運営の継続性を確保をするために支援金を支給するものでございます。概要でございますが、支給金額につきましては1事業所20万円ということで考えてございます。支給対象につきましては、町内の社会福祉施設ですが、介護サービス事業所が38、障害福祉サービス事業所が22ということで合計60ということになります。実施日程につきましては7月上旬から申請書を発送、受付をいたしまして順次、受付をした後に支給していきたいと考えてございます。事業費の内訳につきましては、記載のとおりでございます。事業効果としては、施設内における感染症対策が強化されて、利用者である高齢者や障がい者等の安全安心につながるということで考えてございます。

○議長(松田謙吾君) 続きまして、渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長(渡邊博子君) 続きましてナンバー4、ナンバー5を私から説明させていただきます。

まずナンバー4、地域子ども子育て支援感染予防対策事業。事業費は155万5,000円でございます。事業費の内訳としまして国、北海道からの子ども子育て支援交付金、それぞれ補助率が3分の1となっております。町負担が3分の1となりますが地方創生臨時交付金を充てる予定でございます。事業目的です。地域子ども子育て支援事業を実施している子育て施設において、新型コロナウイルス感染症対策を徹底することで安全、安心な施設運営と新たな生活様式の定着を図るものでございます。事業内容としましては、児童、利用者、職員の感染予防対策としての用品を購入するものでございます。対象施設は記載のとおりでございます。合計で12か所町内にございます。事業費の内訳としまして、需用費が衛生用品の購入費ということと、備品購入ということでサーマルカメラの購入を予定してございます。事業効果としては、感染症拡大とクラスター発生の予防ということでござ

います。

続きましてナンバー5、保育所等感染予防対策事業。事業費は189万円であります。国の保育対策総合支援事業補助金を活用いたします。2分の1の補助率で2分の1は町負担となりますので、地方創生臨時交付金を充てる予定でございます。事業目的は、保育所等における感染症対策を徹底することで安全、安心な施設運営と新たな生活様式の定着を図るものでございます。事業内容としては、児童、利用者、職員の感染予防対策の用品の購入でございます。対象施設は、記載のとおりでございます。6か所の施設となっております。事業費の内訳は、衛生用品の購入ということで35万8,000円、そして備品購入でサーマルカメラ13万2,000円、補助金で民間の認定こども園3か所に対して140万円を予定しております。事業効果は、保育所等における感染症拡大とクラスター発生の予防でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、工藤産業経済課長。

○産業経済課長（工藤智寿君） それでは私からナンバー6、飲食店経営持続化緊急支援事業についてご説明させていただきます。

事業費につきましては、1,543万円とその財源につきましては全額地方創生臨時交付金ということになってございます。事業目的でございますが、緊急事態宣言に伴い大幅な売上げ減少により、経営の危機にさらされている飲食事業者に対し、飲食店を持続させるための緊急的な救済措置として給付金を支給するものでございます。事業概要でございますが、北海道からの営業時間短縮等の要請の対象となっている対象施設について、この要請に応じた施設でかつ令和3年2月から令和3年5月までのいずれかの月における飲食店の総売上額が、前年又は前々年の同月比で50%以上減少している飲食店に対し給付金を支給するものでございます。なお、1店舗当たり30万円としまして、法人・個人事業主問わず一律とさせていただきます。こちらにつきましては町から商工会へ補助いたしまして、事業者が申請し給付されるという中身でございます。中身については以上でございます。

○議長（松田謙吾君） 続いて、鈴木学校教育課長。

○学校教育課長（鈴木徳子君） 続きましてナンバー7、少人数指導支援員配置事業についてご説明申し上げます。

事業費については記載のとおりでございます。いまだ終息することの见えない新型コロナウイルス感染症下にあっても、町内小中学校児童生徒の学力を高め、豊かな心を育むことを目的とし、少人数指導員を配置し、必要な人的支援を行い、個に応じた学習支援を充実したいと考えております。昨年度におきまして、国のほうで2つのコロナに関しての教員の関係の補助がございました。一つが教員加配、もう一つが学習指導員のものでございまして、今年においては学習指導員の配置はありましたが、教員の加配については国の予算としてはつきませんでした。コロナの感染が低年齢化していることもございまして、学校の中で分散して授業を実施すること等が求められるようになってきていることが見通されたことから、今回このように事業を組みたいと考えております。事業効果といたしましては、先ほども申し上げたとおり新型コロナウイルス感染症の拡大にあっても、小中学校における学びを止めないことによって確保したいと考えております。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

4番、貳又聖規議員。

○4番（貳又聖規君） 4番、貳又です。私から1点、今回の臨時交付金事業のナンバー5の保育所等感染予防対策事業についてお聞きいたします。こちら、さくら幼稚園は入っていないということでしょうか。

○議長（松田謙吾君） 渡邊子育て支援課長。

○子育て支援課長（渡邊博子君） この事業については、さくら幼稚園は入っていません。理由としましては、今回の保育対策の国の補助金なのですが、活用させていただくことになっておりますが、この補助金自体がさくら幼稚園は認定こども園の中でも幼稚園型ということで、この補助金の対象外になります。さくら幼稚園は別途、違う補助金の活用があるということで、そちらで申請させていただくということになりますので、今回は入っていません。

○議長（松田謙吾君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第1号の議案説明を終わります。

日程第2、議案第2号 令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

山本高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（山本康正君） それでは、議2-1をお開きください。議案第2号でございます。

令和3年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ4,264万7,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれを24億1,470万円とする補正でございます。

次に2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

次に歳入歳出事項別明細書の歳出から説明させていただきます。6ページをお開きください。1款総務費、1項1目一般管理費、(1)介護保険運営経費は228万8,000円の増で令和3年度介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修委託料の増額によるものでございます。3項1目介護認定審査会費、(1)介護認定審査会経費は50万1,000円の増で審査会委員の改選に伴い社会福祉団体代表に選任替えをしたことにより報酬及び費用弁償が必要となったためでございます。

4款基金積立金、1項1目介護給付費事業基金積立金、(1)介護給付費事業基金積立金は354万8,000円の増で、令和2年度介護給付費の確定に伴う支払基金交付金の不足分を過年度収入として同額を基金積立金として計上するものでございます。

8ページをお開きください。6款諸支出金、1項2目償還金、(1)国庫支出金等過年度分返還金は3,631万円の増で、令和2年度介護給付費確定に伴い国、北海道支払基金への返還金を計上するも

のであります。

次に歳入をご説明します。4ページにお戻りください。5款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金、過年度分介護給付費交付金354万8,000円は、歳出でもご説明させていただきましたが、令和2年度介護給付費確定に伴い支払基金交付金の不足分を過年度収入として計上するものでございます。

7款繰入金、1項5目その他一般会計繰入金、事務費繰入金は278万9,000円の増額補正でございます。システム改修経費及び介護認定審査会経費の増額分を一般会計から繰入するものでございます。

8款繰越金、1項1繰越金、前年度繰越金は令和2年度の決算剰余金のうち繰越すべき財源3,631万円の増額補正でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第2号の議案説明を終わります。

日程第3、議案第3号 令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）の議案について説明をお願いいたします。

村上病院事務長。

○病院事務長（村上弘光君） それでは、議3-1をお開き願います。議案第3号でございます。

令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。まず、収益的収支の予定額でございます。第1款の病院事業収益につきましては、既決予定額8億9,854万4,000円に3,221万3,000円を追加し、9億3,075万7,000円と増額補正する内容でございます。第1款の病院事業費用につきましても、既決予定額8億8億9,854万4,000円に3,221万3,000円を追加し、9億3,075万7,000円と増額補正する内容でございます。

次に議3-2でございます。令和3年度白老町立国民健康保険病院事業会計補正予算実施計画書につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

次に議3-3でございます。ここで増額補正予算の内容について、順に説明申し上げます。まず先に下段の表の収益的支出を御覧ください。増額補正の内容につきましては、常勤医師1名採用に伴う給与費の増額と新型コロナウイルスワクチン接種に伴う医療従事者の手当の増額でございます。まず、常勤医師1名採用に伴う給与費の増設ですが、当院では4月に内科常勤医師が3名体制となりました。3人目の内科常勤医師の正式決定が3月時期だったということございまして、令和3年度当初予算におきましては、常勤医師2名での積算となっていたということでございます。このたび、常勤医師1名の給与費として総額3,084万5,000円増額補正するものでございます。また、現在実施している新型コロナウイルスワクチン接種でございますが、集団接種につきましては毎週金曜日と土曜日に実施しているところでございます。主に休日扱いとなっている土曜日の集団接種に従事する医師と看護師への手当相当分として136万8,000円増額補正するものであり、先ほどの

常勤医師 1 名の人件費と合わせて3,221万3,000円の補正額となっております。

次に上段の表の収益的収入を御覧ください。まず、入院収益ですが当初予算におきまして1日平均入院患者数22名で計上していた人数を1名増の23名ということで1日1名、年間365名増加したと見込んで1,270万2,000円の増額補正額となっております。次に外来収益ですが、当初予算において1日平均外来患者数120名で計上していた人数を2名増の122名とし、1日2名の年間外来診療日数242日で2名ですので484名増加したと見込んで、年間358万2,000円の増額補正となっております。最後にその他医業収益ですが、このたび公衆衛生活動収益として新型コロナウイルスワクチン接種対応に伴う医療機関への料金として4月から10月までの接種対応に伴う収益として1,592万9,000円の増額補正額となっております。このたびの医業収益全体としては、総額3,221万3,000円の補正額となっております、先ほどの収益的支出額と同額となる歳入歳出同額による補正内容となっております。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第3号の議案説明を終わります。

次の日程に入る前にお諮りいたします。

日程第4から日程第8までの条例の一部改正についての5件の議案説明についてであります、改正条文の朗読を省略し、議案説明、新旧対照表及び資料により簡潔に説明させることといたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） ご異議なしと認めます。

それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。

日程第4、議案第4号 白老町固定資産評価進化委員会条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議4-1をお開きください。議案第4号 白老町固定資産評価進化委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

改正文は朗読を省略させていただき、一番下の附則です。この条例は公布の日から施行する。

次のページ、議4-2をお開きください。議案説明です。令和3年度税制改正の大綱の趣旨に則り、固定資産の価格に係る不服審査の手續における利便性の向上を図るべく、審査申出書等への押印を不要とするため、本条例の一部を改正するものであります。

改正規定につきましては、次の新旧対照表のとおりであります、内容につきましてはいずれも関係書類の押印を不要とする改正となっております。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第4号の議案説明を終わります。

日程第5、議案第5号 白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議5-1をお開きください。議案第5号でございます。

白老町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。改正文は説明を省略させていただきます。一番下の附則でございます。この条例は公布の日から施行する。

次に議5-2をお開きください。議案説明でございます。町長の附属機関である白老町行政改革推進委員会における所掌事務について、従前の行政改革大綱を新たに行財政改革推進計画として作成したことに伴い、名称を変更するため、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして議5-3、新旧対照表でございます。こちらは改正内容につきましては、別表の白老町行政改革推進委員会の所掌事務の（1）の行政改革大綱というのを行財政改革推進計画に改めるものでございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第5号の議案説明を終わります。

日程第6、議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします

本間税務課長。

○税務課長（本間弘樹君） 議案第6号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。改正文は朗読を省略させていただきます、議6-6をお開きください。

附則です。

（施行期日）

第1条 この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第1号から第4号までの施行期日、続く第2条から第4条までの経過措置につきましては、記載のとおりでありますので、朗読を省略させていただきます。

次に議6-10をお開きください。議案説明です。地方税法等の一部を改正する法律等が令和3年3月31日に公布され、原則として令和3年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。改正規定につきましては、新旧対照表のとおりであります。

改正の内容につきましては、議6-25の次のページをお開きください。添付の資料により、主な

改正項目についてご説明いたします。1番目は、個人町民税の関係でございます。(1)源泉徴収関係書類の税務署長の承認の廃止ということで、給与所得者及び公的年金受給者の扶養親族申告書、退職所得申告書の電子提出に際して必要であった税務署長の承認を不要とする改正であります。

(2)セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の延長は、自身の健康管理を自主的に行う者が、特定一般用医薬品等を購入した場合に適用されるセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)について、適用期間を5年間(令和9年度まで)延長するものであります。(3)住宅ローン控除の特例の延長は、住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の特例(控除期間10プラス3年)について、住宅の取得等に係る契約期限を延長し(新築の場合は令和3年9月まで、その他は令和3年11月まで)とするとともに、併せて入居の期限を令和4年12月末まで延長するものであります。

2番目は、固定資産税の関係であります。(1)土地に係る負担軽減措置の継続等は、土地の評価替えに伴う固定資産税の急激な上昇を抑えるための負担調整措置を令和5年度まで継続するとともに、税額が増加する土地については、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置くものであります。

次のページに移りまして、3番目は軽自動車税関係の関係であります。(1)環境性能の軽減措置の延長は、軽自動車(自家用乗用)の取得時に燃費性能などに応じて課される環境性能割の軽減措置について、適用期間(車両の取得期限)を9カ月間延長し、令和3年12月31日までとするものであります。最後に(2)です。種別割の軽減措置の延長は、軽自動車の燃費性能等に応じて課される種別割の軽減措置(グリーン化特例)について、対象車を電気自動車等に重点化した上で、適用期間(車両の取得期限)を2年間延長し、令和5年3月31日までとするものであります。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより、議案第6号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第6号の議案説明を終わります。

日程第7、議案第7号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします

久保町民課長。

○町民課長(久保雅計君) 議7-1をお開きください。議案第7号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正文につきましては、省略させていただきます。

続きまして、附則でございます。この条例は、令和3年9月1日から施行するものでございます。

次に議7-2をお開きください。議案説明でございます。「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部が改正され、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行し、その手数料の徴収を同機構から市区町村長に委託することができるとされたこと、及び通知カードが廃止されたことから、当該事務に係る手数料の規定を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

議7-3の新旧対照表につきましては、記載のとおり関係部分について削除するものでございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第7号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第7号の議案説明を終わります。

日程第8、議案第8号 白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定についての議案について説明をお願いいたします

舛田建設課長。

○建設課長（舛田紀和君） 議8-1をお開きください。議案第8号でございます。白老町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

改正文につきましては、説明を省略させていただきます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

次に議8-2をお開きください。議案説明でございます。建築基準法の一部改正に伴い、同法を引用する条項を整理するため、本条例の一部改正するものであります。

改正規定につきましては、議8-3、新旧対照表のとおりでございますが、改正内容につきましては、法律の条項の繰下げによるものでございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第8号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第8号の議案説明を終わります。

日程第9、議案第9号 財産の取得についての議案について説明をお願いいたします

大塩企画財政課長。

○企画財政課長（大塩英男君） 議9-1をお開きください。議案第9号 財産の取得についてであります。1、取得する財産（物品）、品名、感染者等移送車両。台数、1台。2、取得予定額、1,251万3,400円。3、取得の目的、新型コロナウイルス感染者等を移送するための車両購入。4、取得の方法、指名競争入札による購入。5、契約の相手方、札幌市白石区東札幌2条1丁目5番5号、北海道ドライケミカル株式会社、代表取締役社長藤井良孝。

続きまして議9-2、議案説明につきましては、記載のとおりでございますので説明を省略させていただきます。

続きまして、この車両につきましの写真つきの資料につきましては、ご確認をいただければと思います。

続きまして、入札の経過でございます。去る5月19日に山崎自動車株式会社、北海道ドライケミカル株式会社、株式会社北海道森田、株式会社新見商会の4社に指定通知を行いまして、5月27日

に入札を行ったところでございます。落札者は北海道ドライケミカル株式会社であります。入札率でございますが、予定価格1,258万9,160円に対しまして。落札額が1,251万3,400円でございますので、落札率は99.3%となっております。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第9号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

5番、西田祐子議員。

○5番（西田祐子君） 簡単な質問です。入札し終わったということなのですが、この車が入るのはいつですか。

○議長（松田謙吾君） 早弓消防長。

○消防長（早弓 格君） ただいまの議員のご質問でございます。契約の関係で仕様書等も含めて来年の1月末、車体だけで入るものではなく、艀装等も含めてコロナの状況、前回、消防車の工事の延長なども含めて業者も安全対策を講じた中で進めるということで、1月末ということで契約が終了しております。

○議長（松田謙吾君） 13番、氏家裕治議員。

○13番（氏家裕治君） 13番、氏家です。1つだけ、自分の参考のために聞いておきたいのですが、この感染者予防対策車というのは、消防車などと同じく特装車両になります。特別の装備をしなければならない車両ということで、1,200万円くらいのお金になっていると思うのですが、入札に関わる何軒かの入札指名社の会社というのは、そういったところを専門に取り扱っている会社ということでの理解でよろしいですか。

○議長（松田謙吾君） 早弓消防長。

○消防長（早弓 格君） ただいまの議員のご質問でございます。消防車に限定した特殊艀装も含めた工事をやっていただけるという業者で選定した業者でございます。

○議長（松田謙吾君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第9号の議案説明を終わります。

日程第10、議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についての議案について説明をお願いいたします

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 議10-1をお開きください。議案第10号 白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の変更についてご説明いたします。

白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定等の一部を別紙のとおり変更するにあたり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議10-4をお開きください。議案説明でございます。白老町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定については、平成20年4月1日より、社台郵便局において戸籍謄本等の交付等に係る事務を

指定したところでありますが、白老町行財政改革推進計画に基づき、窓口サービスの利便性向上や民間活力の活用推進を図るべく、新たに萩野郵便局、竹浦郵便局及び虎杖浜郵便局を指定するとともに、取り扱わせる事務に納税証明書並びに戸籍の附票の写しの交付請求の受付及び引渡しに関する事務を追加するため、本指定の内容の一部を変更するものでございます。

戻りまして、議10-2をお開きください。変更の内容についての表になりますけれども、まず第1条の取り扱っていただく郵便局でございますが、社台郵便局に加えまして新たに萩野、竹浦、虎杖浜の3郵便局を加えまして、合計で4郵便局を指定するというところでございます。第2条の事務の範囲でございますけれども、これまで社台郵便局に指定していた戸籍謄本及び戸籍抄本の交付、住民票の写しの交付、印鑑登録証明書の交付、これに加えまして新たに納税証明書、戸籍の附票の写しの交付の2つを加えまして、全部で5つの公的証明書の交付に係る請求の受付及び引き渡しに関する事務を指定するものでございます。

なお、そのほかごみ袋の販売ですとか、バスの定期の販売などの行政事務も受託事務の委託も可能となっておりますけれども今後、内容を固めて日本郵便局株式会社と協定を結びます。法に定められている指定の議決については公的証明書の交付事務となっているものでございます。続きまして、第3条の取扱期間でございますけれども、令和3年10月1日から翌3月31日までのとなっておりますけれども、解除または変更の意思表示がない場合は、引き続き取扱いを1年間延長するという事としてございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、議案第10号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第10号の議案説明を終わります。

日程第11、報告第1号 専決処分の報告についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報告第1号の専決処分の報告でございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。記については、議会会議条例の専決処分の規定でございますので、朗読を省略させていただきます。

次のページをお開きください。専決処分書です。令和3年6月8日付で専決処分をしたものでございます。損害賠償の額は57万6,412円。損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

次のページです。事故の発生状況でございます。1、日時、令和3年3月3日午後4時45分頃。2、場所、白老町大町6丁目297番2、地先、町道西通でございます。3、当事者、(甲)、(乙)記載のとおりでございます。4、状況、令和3年3月3日午後4時45分頃、(甲)が町道の除雪作業時に後進した際、後方に電柱を確認しブレーキをかけたが、路面が凍結したことにより車両がスリップしたため、止まることができず、(甲)車右後方部が(乙)の電柱に衝突し、当該電柱が損傷した

ものでございます。5、損害の程度、(乙)施設である電柱の損傷による建替えになります。6、損害賠償の額、本件については、(甲)が路面状況に適した車両操作の判断を誤ったことにより発生した事故であることから、電柱の建替え費57万6,412円の全額を(乙)に対して支払うことで示談するものでございます。なお、損害賠償額については、全額保険により補てんされるものでございます。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより、報告第1号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第1号の議案説明を終わります。

日程第12、報告第2号 令和2年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 報告第2号でございます。令和2年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書についての報告議案についてご説明申し上げます。

令和2年度白老町一般会計補正予算(第8号、第11号、第12号及び第13号)で可決をいただきました、繰越明許費につきまして、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定に基づき、令和3年度に繰り越しするものでございます。

次のページ、報2-2をお開きください。繰越事業につきましては、記載しているとおり14事業でございます。繰越額は5億4,605万7,000円で特定財源が5億810万4,000円、一般財源が3,795万3,000円を繰り越しするものでございます。

○議長(松田謙吾君) 議案の説明が終わりました。

これより、報告第2号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松田謙吾君) 質疑なしと認めます。

これをもって報告第2号の議案説明を終わります。

日程第13、報告第3号 令和2年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

大塩企画財政課長。

○企画財政課長(大塩英男君) 報告第3号でございます。令和2年度白老町一般会計事故繰越し繰越計算書についての報告議案についてご説明をさせていただきます。

令和2年度の一般会計予算の事故繰越しにつきましては、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定に基づき、令和3年度に繰り越しするものでございます。

次のページ、報3-2をお開きください。繰越し事業につきましては、都市公園安全・安心対策事業でございます。繰越額は536万8,000円で財源は全額特定財源でございます。今回、事故繰越しということでございまして、こちらにつきましては、予想し得なかったやむを得ない事由によって事業の執行が遅れ、年度内に支出ができない場合は事故繰越しとして翌年度に使用することができ

るという地方財政法の規定に基づき、繰り越しするものでございます。本件事業につきましては報3-2の説明のとおり、本年2月15日の暴風雨等の影響により萩の里自然公園の法面崩壊に伴い、年度内に事業執行が不可能となったことが理由でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、報告第3号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第3号の議案説明を終わります。

日程第14、報告第4号 令和2年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についての議案について説明をお願いいたします。

野宮上下水道課長。

○上下水道課長（野宮淳史君） 報告第4号でございます。令和2年度白老町下水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本件は、令和2年度の下水道事業会計予算に係る建設改良費の一部を、翌年度に繰り越しを行いましたので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項目の規定に基づき、議案に報告するものでございます。

次のページに下水道事業会計予算繰越計算書を添付してございます。内容は下水終末処理場における消化層の機械、電気設備に改築に係る工事請負費と災害時の緊急対応に要する非常用電源確保事業としての非常用発電機及びクレーンつきトラックなどの固定資産購入費等でございます。翌年度繰越額は4億4,080万4,000円でございます。繰越額の財源内訳は企業債1億7,900万円、国庫補助金2億4,089万2,000円、他会計補助金1,891万2,000円、当年度損益勘定留保資金200万円でございます。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、報告第4号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第4号の議案説明を終わります。

日程第15、報告第5号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についての議案について説明をお願いいたします。

高尾総務課長。

○総務課長（高尾利弘君） 報5-1をお開きください。報告第5号です。白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定によりまして、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出するものでございます。（1）といたしまして、一般財団法人白老町体育協会令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画。（2）としまして、一般社団法人しらおい振興センター令和2年度事業報告及び令和3年度事業計画でございます。それぞれ

の内容につきましては、慣例によりまして説明を省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松田謙吾君） 議案の説明が終わりました。

これより、報告第5号の議案に関して質疑を許します。特に聞いておく必要のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松田謙吾君） 質疑なしと認めます。

これをもって報告第5号の議案説明を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（松田謙吾君） 以上をもって、定例会6月会議の議案説明は全て終了いたしました。

これをもちまして、議案説明会を終了いたします。

（午前11時12分）